

館 林 市

人権教育・啓発に関する

基本計画 (概要版)



平成 26 年 3 月

館 林 市

取り組むべき施策について

女性

- ・性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発活動を積極的に展開し、人権尊重と男女平等の意識づくりを進めます。
- ・男女がともに男女共同参画を学習する機会を増やし、男女共同参画意識の啓発を進めます。
- ・男女が協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、親や家族の理解や実践を促します。
- ・女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成を進めます。
- ・相談体制、関係機関の連携体制の整備など、DV 被害者への支援に取り組みます。
- ・関係機関と連携し、事業所に対し労働関係法令の趣旨・内容の周知に努め、男女格差の是正に関する啓発を行います。
- ・労働者の権利や法律等の規定、苦情の申立て等について労働関係機関と連携して相談体制を充実します。

子ども

- ・子どもの「確かな学力」「健康・体力」に加え、「豊かな人間性」をバランスよく育むため、一人ひとりの発達段階や能力に応じたきめ細かな幼児教育、小・中学校教育の充実を図ります。
- ・子どもたちを取り巻く諸問題の解決に向けて、学校、家庭、地域が相互に連携を強め、三者一体となった取り組みを進めます。
- ・幼児期の保育においては、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うことを目標とします。
- ・子どもの虐待につながるDV 防止のための情報提供に努めます。
- ・関係機関と連携を図りながら、家庭児童相談員による児童虐待に関する相談、指導を行います。
- ・子どもの健全育成を目的とした創作活動や野外活動、地域文化活動などの体験学習・世代間交流等を実施するとともに、子ども会育成会協議会等への指導や支援を行います。

高齢者

- ・認知症など的高齢者とその家族を支援し、高齢者介護に関する知識の普及・啓発に努め、広く市民の理解と協力を求めます。
- ・保健・福祉・医療関係者との地域包括ケア体制を構築し、ネットワークづくりの推進や医療・介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に受けられる、誰もが安心して暮らせる地域の体制づくりに努めます。
- ・認知症などにより判断能力の低下した高齢者に対して、介護・福祉サービスを適切に提供したり、日常的な金銭管理・財産管理、消費者被害の防止、高齢者に対する虐待の防止・早期発見など、

権利を擁護する相談・支援を行います。

障がい者

- ・障がいや障がい者について市民の理解を深め、障がい者が安心して地域で生活を営むことのできるよう、障がい者と障がいのないかたとの交流促進や広報啓発活動を推進します。
- ・障がい者の権利を擁護する成年後見制度の周知・普及を図るとともに、その利用を支援します。

同和問題

- ・人権教育・啓発に係る様々な場を通じて、同和問題に対する正しい理解を促し、差別のない社会づくりを目指します。
- ・学校教育では、社会科を中心とした教科において、同和問題を歴史的に正しく理解するとともに、基本的人権にかかわる課題としてとらえ、身近な差別や偏見を進んで解消しようとする実践力を身に付けるための学習や、科学的・合理的なものの見方・考え方や生き方を培うための学習を行います。

外国人

- ・国際友好都市や在住外国人等と市民との交流を図り、相互理解と友情を深めることで多文化共生に対する市民の理解を促します。
- ・国際理解教育の推進を図り、国際感覚が身についた児童生徒を育てます。
- ・在住外国人が暮らしやすい環境づくりのため、情報提供や相談・支援を行います。

犯罪被害者等

- ・警察などの関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等の支援体制を整えるよう努めます。

インターネットによる人権侵害

- ・学校教育等を通じて、インターネット等による差別事象やプライバシーの侵害等の人権問題について理解を深めるための学習を行います。
- ・関係機関と連携してインターネット等の危険性、有害性に関する啓発活動を推進します。

その他

- ・社会の変化等にも柔軟に対応できるよう、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないと感じることで人権感覚を養うことが重要であり、総合的な人権教育・啓発の場にて、こうした意識の醸成に努めます。

計画について

計画策定の趣旨

21世紀は「人権の世紀」といわれています。

20世紀には、繰り返された2度の大きな戦争によって世界中で多くの命が奪われ、私たちは命の尊さをあらためて考えさせられることとなりました。このような反省から1948年12月10日の国連総会において「世界人権宣言」が採択され、すべての人はいかなる事由による差別をも受けることなく、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有することなどが宣言されました。

一方、我が国において「基本的人権」が憲法で保障される中、本市では、1996年(平成8年)10月に「すべての人びとの人権を保障し、思いやりとやさしさに満ちた地域社会の実現を目指すとともに、市民一人ひとりが基本的人権の大切さを認識し、人と人とのふれあいを深め、人間性豊かな館林市を築くこと」を目指し、「人権尊重都市」が宣言されました。

本計画は、こうした経緯の中、市民一人ひとりが人権尊重の精神を育み、「人権尊重都市宣言」にうたわれている差別や偏見のない明るい社会の実現を目指して策定されたものです。

計画の概要

「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「同和問題」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」などについて、解決を目指す主な人権に関する課題として取り上げ、「現状と課題」を示すとともに、施策を実施するにあたっての方向性を示しています。また、「公務員」「教育関係者」「医療・福祉関係者」「消防職員」については、人権にかかわりの深い特定の職業として掲げ、重点的に教育・啓発を図ろうとするものです。

さまざまな立場の人たちについて正しい理解と認識を深め、差別や偏見のない明るい社会をつくりましょう。

女性

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な考え方は薄れつつあるものの、社会の中で依然として根強く残っており、男女差別を生む原因となっていると考えられます。「女性だから」という理由で、社会参加の機会を奪われたり、不利益を被ったりすることはあってはならないことです。

また、特に女性に対するドメスティック・バイオレンス(DV)や職場でのセクシャル・ハラスメントは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

子ども

様々なメディアがあふれる中、子どもたちはそれらから影響を受けやすく、いじめや非行を含めた問題行動の多様化・低年齢化に拍車がかかっており、問題の根絶に、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要があります。

また、少子化による児童数の減少や核家族化の進行が、遊びを通じての仲間関係や規範意識の形成などに大きな影響があると考えられており、親子のふれあいや地域住民と接する機会を増やし、様々な体験活動を通じて豊かな人間性を育むことが必要となっています。

一方、家庭においては、児童に対する虐待が大きな問題となっており、発生予防から早期発見・早期対応、更には保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要となっています。

高齢者

総人口が減少していく中、年少人口(14歳以下)が減少する一方、高齢者人口(65歳以上)が増加し、少子高齢化が将来的に一層進行すると想定されています。本市の世帯構成は、単独世帯や夫婦のみ世帯、ひとり親世帯が増加しており、今後は、高齢化の進行により、高齢者のみの世帯数の増加とともに、認知症などの支援を必要とする高齢者の増加が予測されます。

このような状況を踏まえ、高齢者を社会の一員として包

み支えあい、すべての市民が尊厳をもって自立できる社会を構築することが求められています。

障がい者

障がい者は、物理的・社会的な障壁により不利益を被ることが多く、自立と社会参加が阻まれている状況にあります。その一方で十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、権利擁護の強化が必要となっています。

また、障がい者は就労面でも依然として難しい状況にあり、差別や偏見を感じられているかたも多い状況です。

障がい者に対する偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状に対する理解不足が起因することが多いと考えられ、障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会を実現するためには、障がいや障がい者に対する理解を深めることが重要です。

同和問題

同和問題は、歴史的過程で形作られた身分差別によってもたらされた日本固有の重大な人権問題です。この問題の解決を図るため、33年間、特別措置法に基づく地域改善対策が実施され、その結果、生活環境の向上など、物的・経済的格差は改善し、差別意識は解消に向けて進んでいます。

しかしながら、地域や年代により程度の差はあるものの、同和問題は結婚、就職などの問題を中心として依然として根強く存在しており、この問題の解決には、一人ひとりが基本的人権にかかわる重大な人権問題として正しく理解することが必要です。

外国人

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障していると解されます。しかしながら、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識が存在し、

外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しています。

犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族(犯罪被害者等)は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的なショックによる心身の不調や、犯罪被害により生計維持者を失うなどの生活上の問題などを抱えています。また、誤解や被害者支援に関する情報不足などにより、犯罪被害者等の社会的な孤立も問題となっています。

インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、ホームページや電子掲示板等を利用した誹謗中傷など、発信者を特定できない情報発信による人権侵害が発生しています。誰もが簡単に情報を発信できるインターネットは、安易に利用しがちですが、発信した先には世界中の人々が閲覧可能であり、様々な問題が生じていることを認識して利用する必要があります。こうしたことから、早い時期から情報リテラシー(情報を使いこなす力)を身に付けるための教育が重要です。

その他

以上のほか、「HIV感染者」や「ハンセン病元患者等」、「刑を終えて出所した人」への偏見や差別が根強く存在しています。また、「アイヌの人々」や「同性愛者」、「性同一性障がい者」など、社会的少数者(マイノリティ)に対する偏見や差別、「ホームレス」への虐待など、多くの人権課題が存在します。更に、「北朝鮮当局による拉致問題等」は、国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題として、解決には国内はもとより国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。このように様々な人権問題が存在しますが、今後も社会の複雑化・多様化、あるいは技術的な進歩等が進む中で、新たな人権課題が生じることも想定されます。